

第3回佐賀県・市町行政調整会議

佐賀県・市町行政調整会議事務局
(佐賀県経営支援本部市町村課)

協議事項一覧

協議事項1(新規) 基礎自治体への法令による一層の権限移譲について(市長会提出)

協議事項2(新規) 子どもの医療費助成の充実について(県提出)

協議事項3(新規) 職員のグローバル人材育成と韓国全羅南道との交流促進について(県提出)

協議事項4(新規) 住宅リフォーム緊急助成事業について(県提出)

意見交換 地域自主戦略交付金について(町村会提出)

継続案件等の状況について

- 前回までの継続案件の現在の状況等について

◆国民健康保険の広域化

◆県営事業負担金の廃止

協議事項1

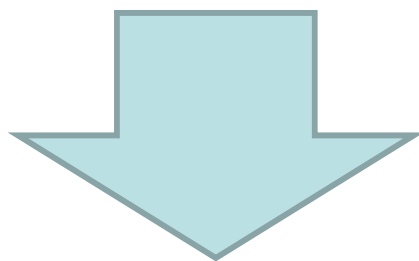
基礎自治体への法令による一層の
権限移譲について

佐賀県市長会

I 地域主権改革下での基礎自治体 への権限移譲

- 基本的な考え方(地域主権戦略大綱より)

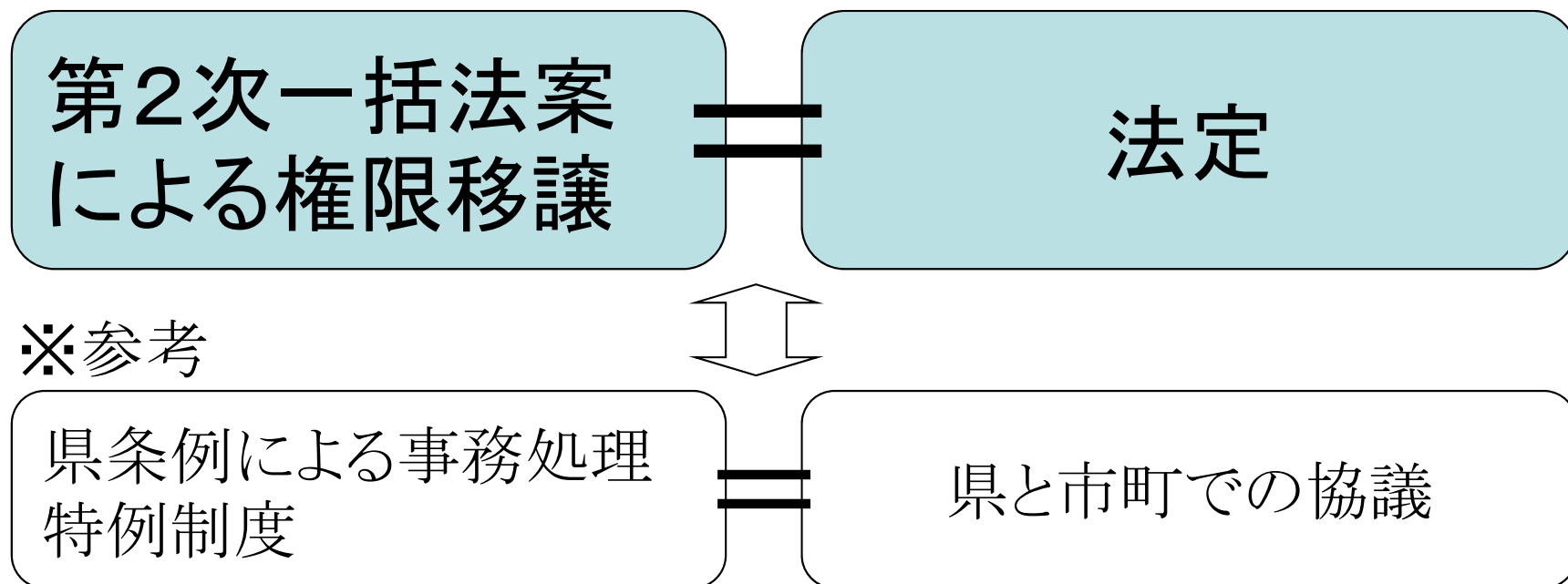
県と市町の間的事務配分を「補完性の原則」に基づいて見直しを行い、可能な限り多くの行政事務を住民に最も身近な基礎自治体が広く担うこととする。



第2次一括法案の国会提出

Ⅱ 第2次一括法案における権限移譲

- この法案の成立により、一括して県から市町に権限移譲がなされる。



住民サービスの低下を招かないよう、円滑な権限移譲が求められる。

Ⅲ 県と市町の役割分担

・連携を基本としつつ・・・

主体	役割の考え方	具体的事項等
県	移譲のための環境づくり	<ul style="list-style-type: none">・移譲される権限についての業務内容の事前説明・移譲スケジュールの管理・広報・市町職員への研修などの人的支援 など
市町	移譲のための受け皿づくり	<ul style="list-style-type: none">・担当課への事務の振り分け・広報・例規等の整備・組織、人員等の体制整備 など

★特に、移譲される権限についての業務内容、業務量等の説明、市町職員への研修など、県担当課からの十分な引き継ぎが重要

※事務の共同処理などの研究

今後、地域主権改革が進んでいく中で、単独での権限受託が困難な基礎自治体が出てくる可能性は否定できない。 ⇒ よって、問題提起をするもの。

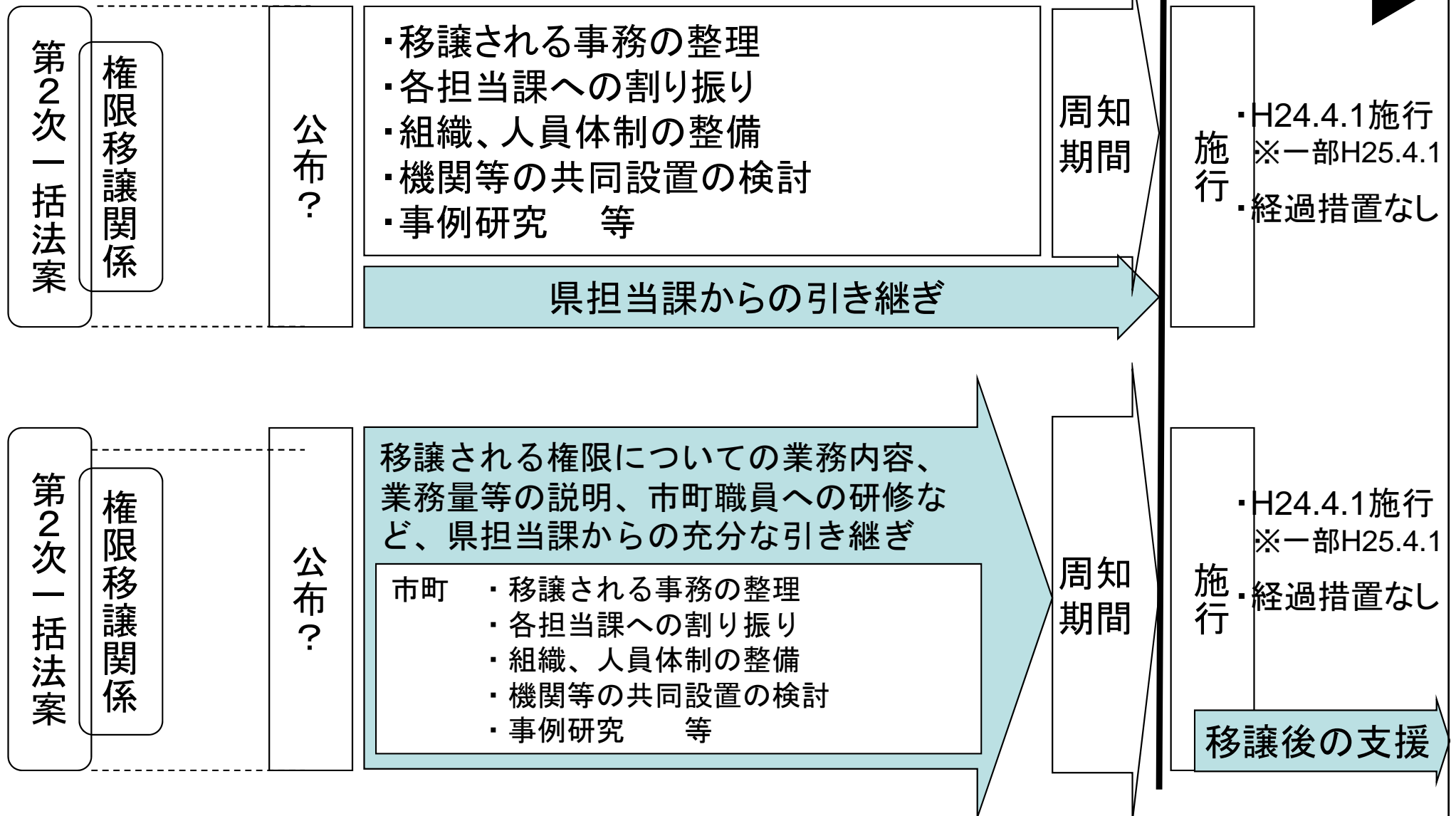
IV スケジュール(例)

〔 上段: 県説明会資料より
下段: 市が考える流れ 〕

平成23年4月5日
国会提出

夏頃?

平成24年
4月1日以降



協議事項2

子どもの医療費助成の充実について
(県提出)

【提案内容】 子どもの医療費助成の充実について

3歳以上就学前の子どもの医療費助成について 窓口全額支払還付方式から窓口定額一部払方式へ

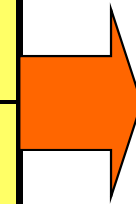
○ 県は、乳幼児の健全な育成を図るため、市町が行う子どもの医療費助成事業の経費について補助を行っているが、医療機関窓口での支払方法は、3歳未満は窓口定額一部払方式で、3歳以上就学前までは窓口全額支払還付方式と異なっている。

県民の利便性と子どもの医療の確保を推進するため、**就学前の子どもの医療費支払方法を窓口定額一部払方式に改善したい。**

○ 3歳以上の窓口定額一部払方式への改善により、医療費増が見込まれることから、次回の県・市町行政調整会議における合意をめざし、今後市町担当課長会議や実務者会議にて検討を行っていききたい。

対象年齢	3歳未満
助成内容	入院・通院
保護者負担	300円/レセプト
助成方法	★窓口定額一部払方式
補助対象	医療費 審査支払事務費 国保ペナルティ
実施主体	市町
負担割合	県1/2、市町1/2、 保護者300円

3歳以上就学前
入院
医療保険の 自己負担額の1/2
▲窓口全額 支払還付方式
医療費
市町
県1/4、市町1/4、 保護者1/2



(提案)

○支払方法の改善

3歳以上就学前の子どもの医療費支払方法を窓口定額一部払方式へ

※補助対象・保護者負担額・市町との負担割合等については今後検討予定

○H24年度中の開始を目途に準備

子どもの医療費助成の充実について

市町における子ども医療費助成状況

◎入院・通院 ○入院のみ（H23年7月1日現在）

	3歳未満	3歳～就学前	小学校3年生	小学校卒業	中学校卒業	市町数	市町名
1	◎	◎	◎	◎	◎	1	玄海町
2	◎	◎	◎	◎	○	1	基山町
3	◎	◎	○	○	○	4	鳥栖市、鹿島市、みやき町、白石町
4	◎	◎	◎	◎		1	神崎市
5	◎	◎	○	○		2	佐賀市、吉野ヶ里町
6	◎	◎	◎			1	有田町
7	◎	◎				10	唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、小城市、嬉野市、上峰町、大町町、江北町、太良町
計	定額一部払	全額支払還付方式				20	
県	◎	○					県の補助対象

佐賀県市長会からの要望（H22年8月）

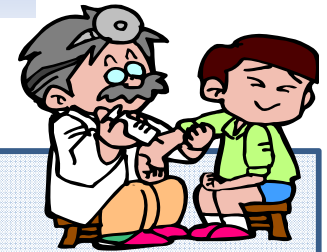
○就学前の通院、調剤、入院の医療費助成についての拡充と現物給付化の要望

乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書（H22年6～12月）

○就学前までの児童の通院給付に対する助成と窓口定額一部払方式への要望（4市町は小学校以上への拡充の意見もあり）
（佐賀市議会、唐津市議会、鳥栖市議会、神崎市議会、基山町議会、みやき町議会、大町町議会）

子どもの医療費助成の充実について

今後の課題について



①医療機関窓口における保護者負担額の統一

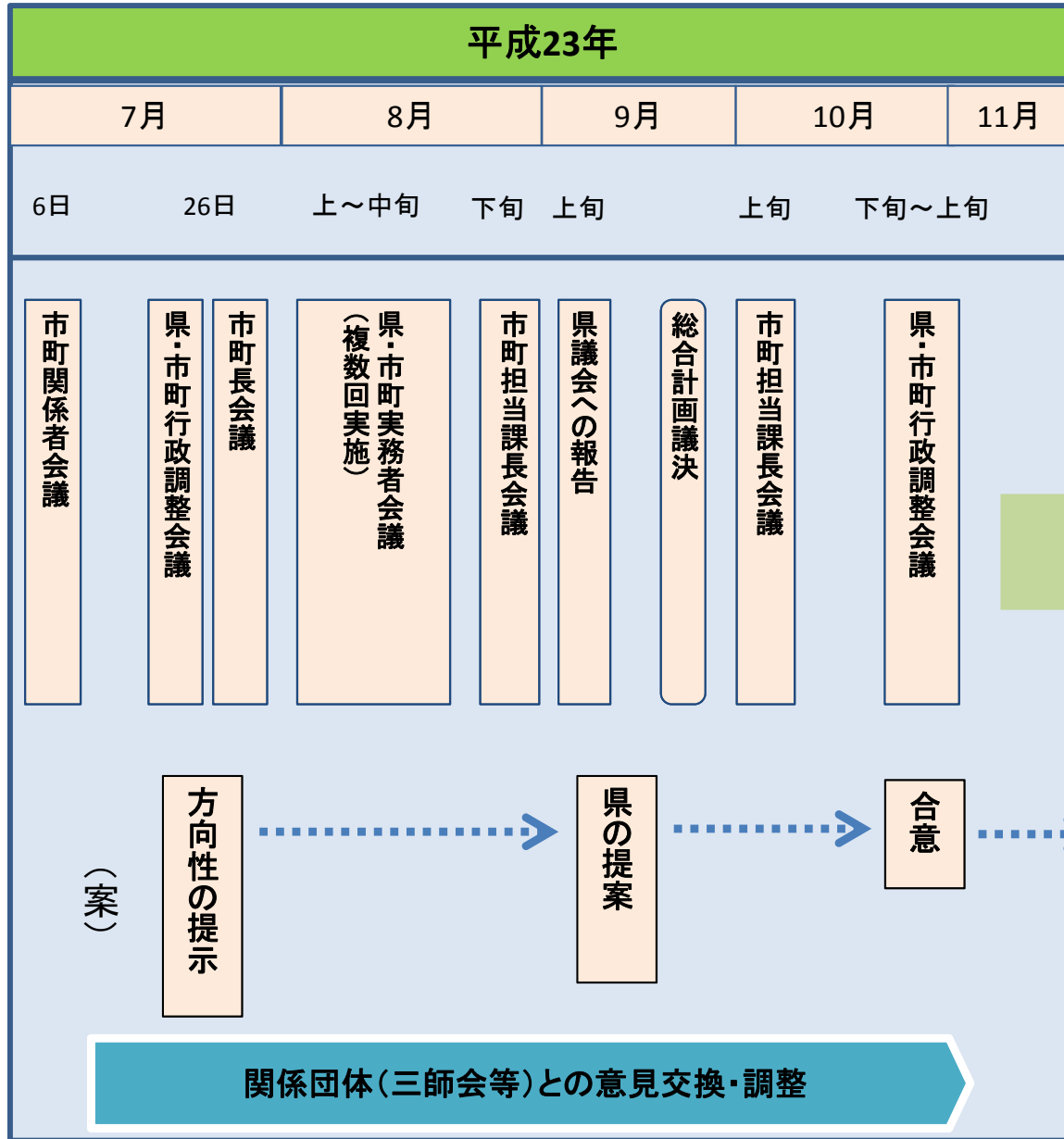
- ・ 子どもの医療費助成は市町が実施主体であることから、市町独自の予算で、対象者の年齢や内容の拡充が行われており、保護者負担額も市町によって異なる。
- ・ 支払方法を窓口定額一部払方式に改善しても保護者負担額がこのままでは、医療機関窓口での事務処理が煩雑になる。
- ・ 県民の負担感や県及び市町の財政状況を勘案しながら負担額の水準について今後検討を行いたい。

②恒常的な財源の確保

- ・ 3歳以上就学前までの支払方法を従来の窓口全額支払還付方式から、窓口定額一部払方式に改善することにより、国保会計に負担を招く恐れがあるため、国からペナルティが課せられてくる。
また、受診者の利便性も高まることから、医療費の伸び等も考えられるため、多額の財源が恒常的に必要となる。
- ・ 医療費の伸び等に伴う財政負担については、市町で異なり推測も難しいことから、今後市町担当課長会議や、実務者会議にて保護者負担額も含め検討を行う必要がある。

子どもの医療費助成の充実について

今後のスケジュールについて



合意後制度改正施行までに
必要な準備等

- 実施細目決定
- 県議会への事業予算提案
- 市町議会への条例案・事業予算提案
- 市町、国保連合会、医療機関システム改修
- 住民への周知

協議事項 3

職員のグローバル人材育成と
韓国全羅南道との交流促進に
ついて（県提出）

「世界とつながる市町職員」人材育成支援について

「世界とつながる佐賀県行動計画」を策定

【取組の方向性：③基盤】

viii) 国際社会で活躍する人材育成（自治体・企業等）

⇒市町職員グローバル人材育成の支援に取り組むことを明記



行動計画を最前線で取り組む海外拠点を整備

瀋陽と香港に海外事務所を設置
県庁内に「上海デスク」を設置

⇒瀋陽及び香港の事務所には県職員1名が赴任
⇒上海デスクには専任の県職員1名を配置。

瀋陽

・「これからの市場を開拓する」

・友好関係にある遼寧省政府からの支援が期待
・企業取引支援、観光客誘致、人的交流の促進 等

香港

・「市場をさらに拡大する」


・佐賀牛の知名度が定着、県人会ネットワークが強い
・県産品の輸出拡大、企業取引支援、観光客誘致 等

上海

・「ビジネスチャンス積極的に取り込む」

・県内企業が既に進出、本県と時間距離が近い
・県産品の販路拡大、企業取引支援、観光客誘致 等

育成目的に応じた多様な派遣コース

コース	育成目的	派遣対象	派遣コース（例）
入門 コース	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高度な中国語力を習得したい！ ■ 中国の事情に明るくなりたい！ 	これから中国語を学ぼうとする人	<p>遼寧省との職員交流制度 【2年コース】 【1年目／県庁での研修】 ＋【2年目／遼寧省へ派遣】</p>
実践 コース	<ul style="list-style-type: none"> ■ 幅広い分野での実践的な業務に取り組みたい！ 	中国語（北京語、広東語）または英語での日常会話ができる人	<p>瀋陽・香港事務所 【1年コース】 ※更新あり</p> 

(チョルラナムド)
韓国全羅南道との交流促進について

目的

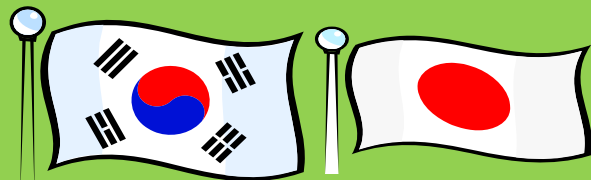
平成23年1月に提携した韓国全羅南道との友好交流協定を契機として市町や民間団体での交流を推進する。

提案

全羅南道への佐賀県訪問団派遣
市町長や民間団体の参加をお願いしたい。

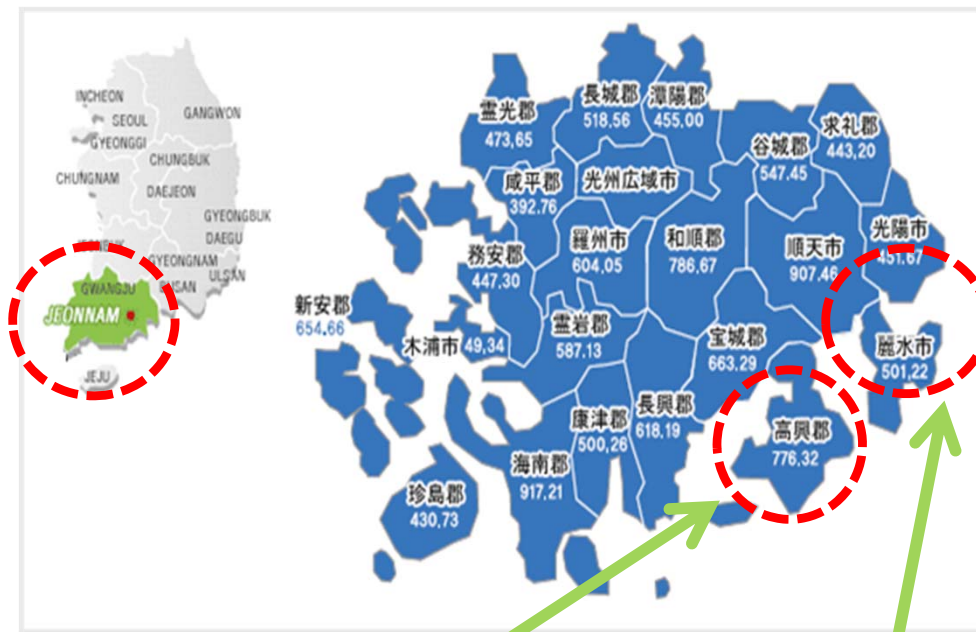
訪問団構成

- ◆ 知事
- ◆ 市町長
- ◆ 民間団体(県内から公募)



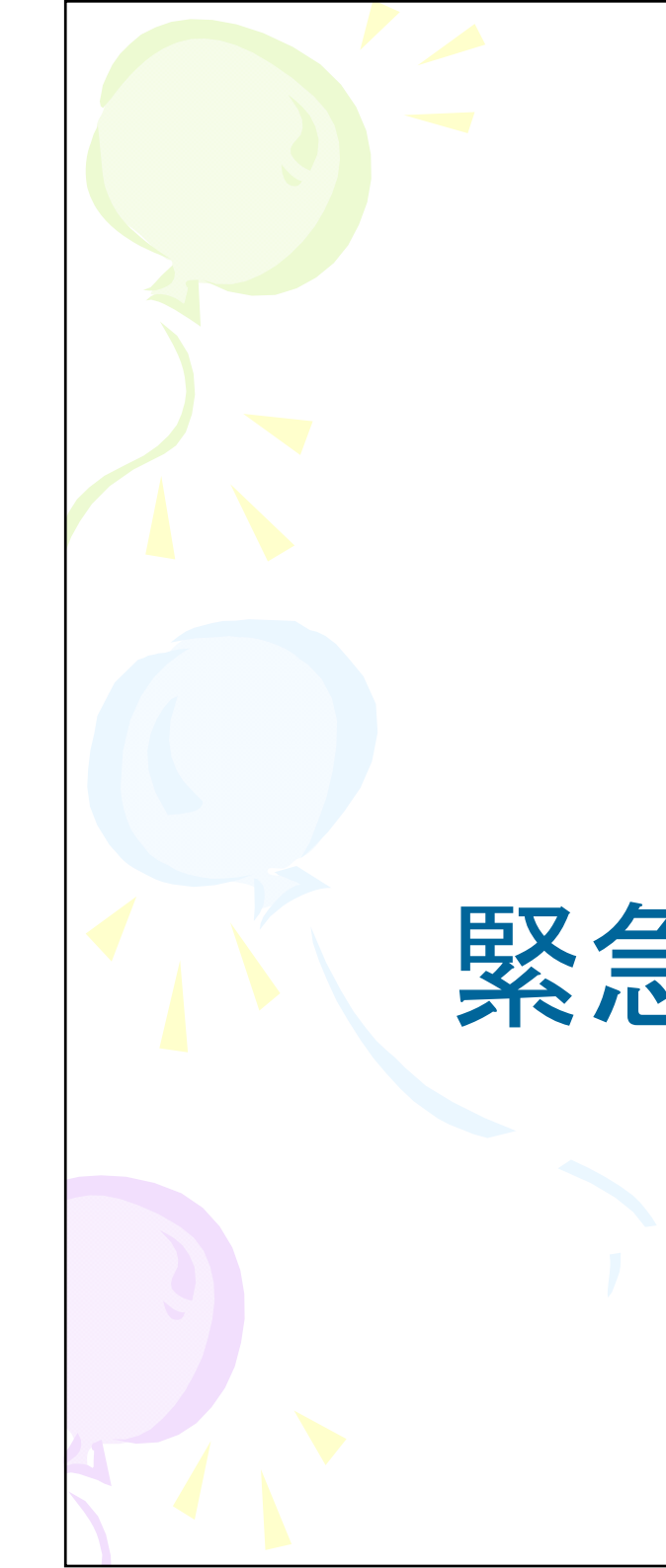
時期 平成24年2月上旬(予定)
内容(案)

- 日韓交流セミナーの開催
- ・市、町のPR
- ・相互交流の提案(学校交流など)



鹿島市—高興郡
(友好結縁都市)

唐津市—麗水市
(姉妹都市)



協議事項4
住宅リフォーム
緊急助成事業について
(県提出)

新規

住宅リフォーム支援基金への積立金

目的

地域経済の活性化と既存住宅の耐震化、エコハウスなど住まいの安全・安心の確保と質の向上を図るため、新たに「佐賀県住宅リフォーム支援基金」を造成し、住宅の修繕・模様替え等に対して助成を行うことで、リフォームの促進とその環境整備を図る。

事業内容

- (1) 基金名称 佐賀県住宅リフォーム支援基金
- (2) 基金総額 2,000,000千円
- (3) 設置期間 平成23年度～平成25年度
- (4) 対象事業 住宅リフォーム緊急助成事業(仮称)

事業予定工程

6月定例議会

9月定例議会(予定)

議決後実施

基金積立予算

条例制定

歳出予算化

住宅リフォーム緊急助成事業(仮称)の創設

- 県民が行う住宅リフォーム工事に対して助成
- 市町への間接補助として実施予定
- 基金条例制定後、制度設計・予算化など市町と実施に向け協議
- 県・市町において9月補正で予算要求し、議決後に募集を開始(予定)

住宅リフォーム緊急助成事業(仮称)の概要

1 地域経済活性化(基本助成)

○一般的な住宅リフォーム工事を対象

対象住宅: 持ち家(一戸建て、マンション専有部分)

対象工事: 県内事業者施工、50万円以上の工事

補助率15%
上限額20万円

最大40万円

定額を加算
上限額20万円

2 住宅性能向上等(加算助成)

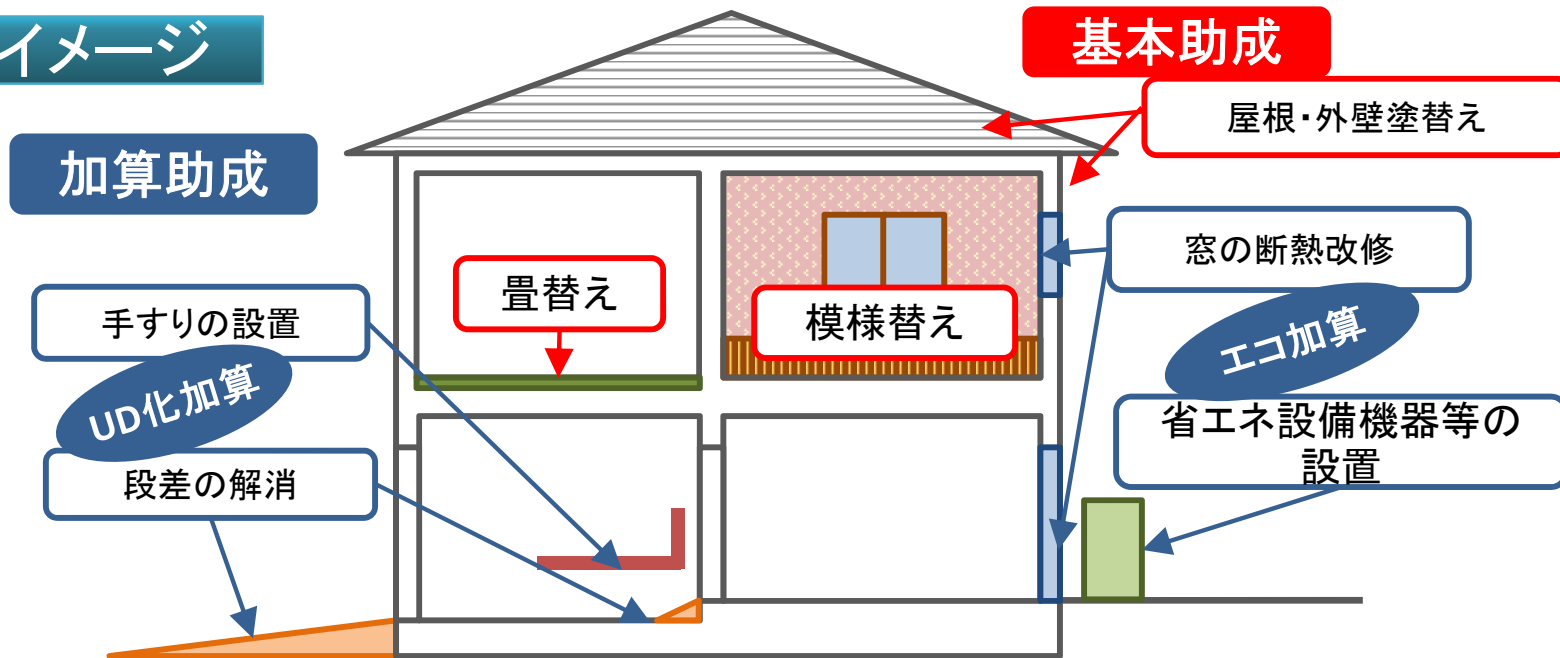
○工事ごとに助成額を定め、基本助成に加算

加算対象: エコハウス、UD化、耐震改修、3世代同居、
県産木材利用、家庭排水処理施設の整備 など

+

市町独自の上乘せ助成(地域経済活性化・住宅性能向上)

事業のイメージ



住宅リフォーム緊急助成事業(仮称)の実施について

- ① 助成制度の詳細は、各市町の意見も踏まえて制度設計を進めており、今後も、十分協議したい。
- ② 県は、9月議会で歳出予算を計上予定であり、市町においても**9月議会に予算計上**をお願いしたい。
特に、地域経済活性化など市町独自の上乗せ助成についても、積極的に検討していただきたい。
- ③ 市町事務費への助成と事務負担軽減の仕組みづくりを行うこととしている。
今後、受付事務など実施体制の検討と準備をお願いしたい。

意見交換

地域自主戦略交付金について

佐賀県町村会

地域自主戦略交付金について

施策(事業) の内容	従来までの補助金が、段階的に廃止され、一括交付金という形で創設される。
意見交換 したい趣旨	<p>従来までの補助金が、段階的に廃止され、交付金という形で創設されるというが、その一括交付金の内容について県当局として分かっている範囲内で構わないので伺いたい。</p> <p>廃止される補助金の内容によっては、市町の行政運営に重大な影響を及ぼす恐れがある。</p>
論点(項目)	○今年度の一括交付金の状況及び県の評価について



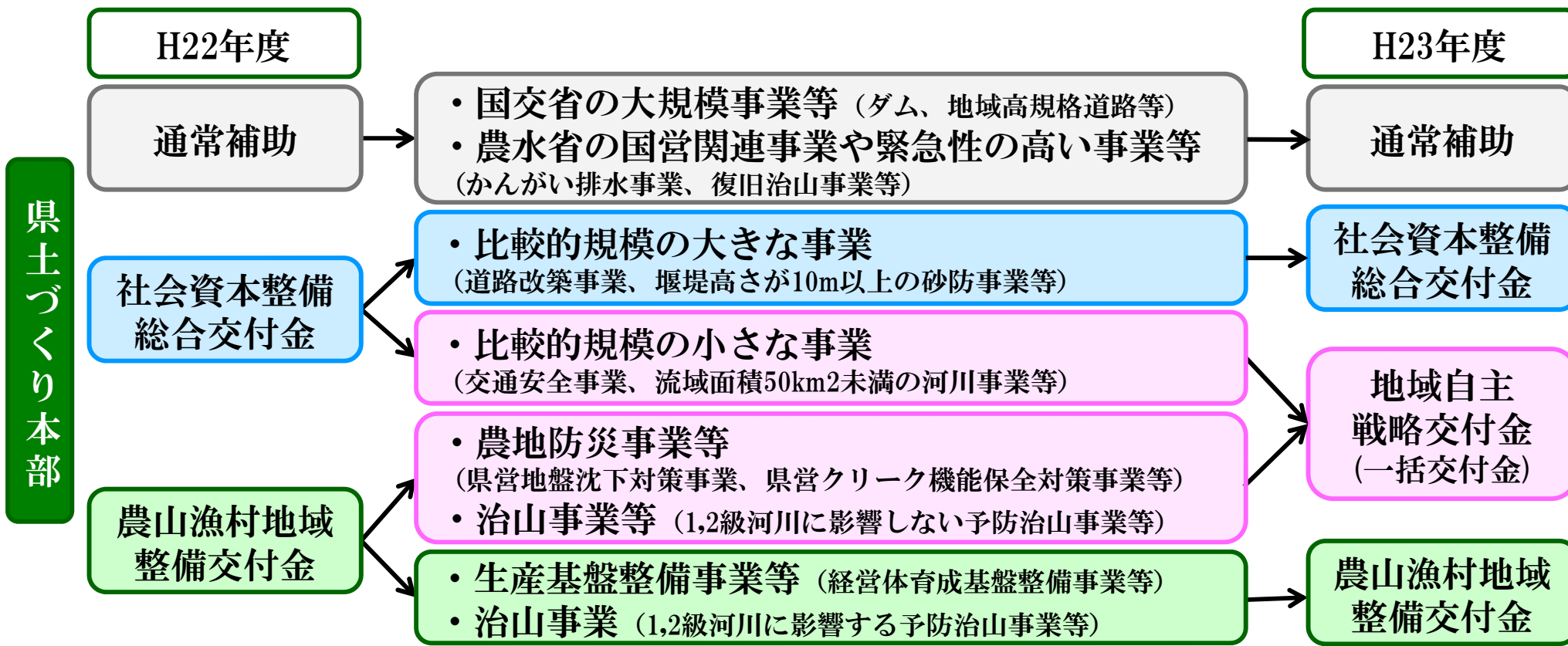
＜意見交換＞

地域自主戦略交付金について
(町村会提出)

1 投資補助金の一括交付金化の状況について

- 国の「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大するため、H23から「地域自主戦略交付金」を創設
- H23は第1段として都道府県分を対象に、投資補助金を一括交付金化

(1) 投資補助金の一括交付金への移行状況(本県該当の4交付金等)

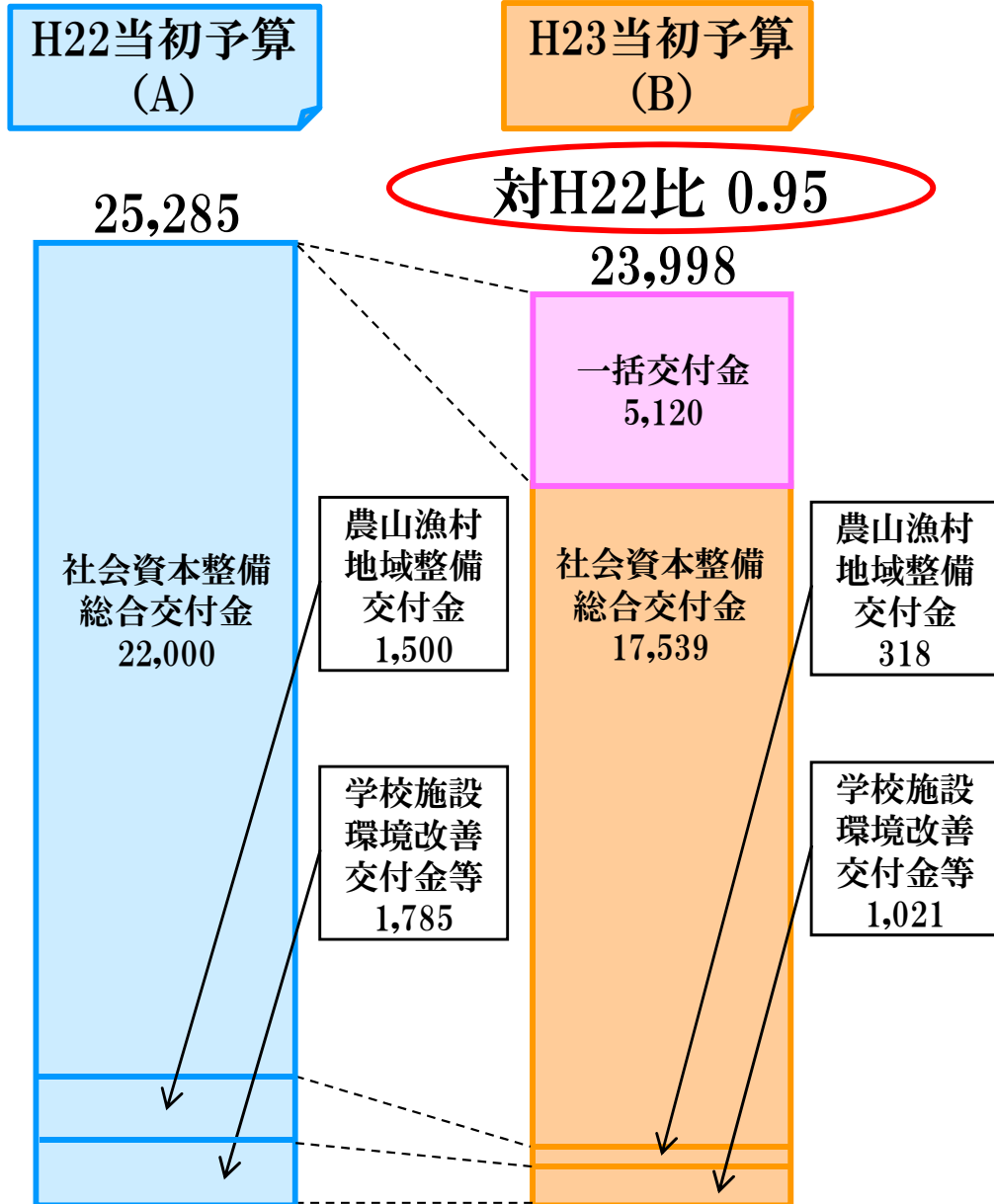


その他

対象補助金等	移行対象事業
学校施設環境改善交付金	公立高校の産業教育施設整備、地デジアンテナ工事等
交通安全施設整備費補助金	地方公共団体が主体的に行う道路事業に伴い必要となるもの

(2) 国の予算状況

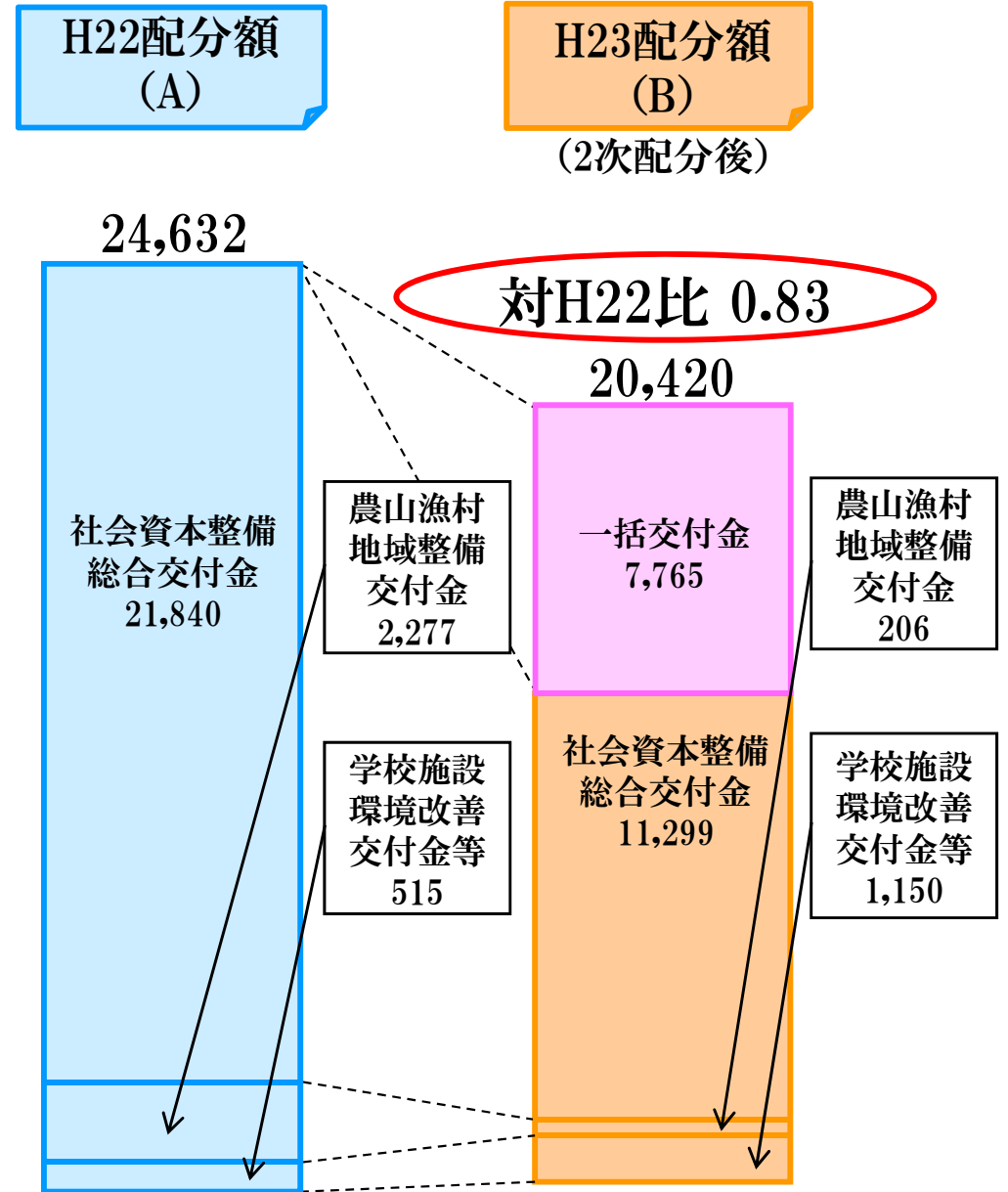
(単位：億円)



※ 一括交付金へ移行した9交付金等を示す

(3) 県の予算状況

(単位：百万円)



※ 一括交付金へ移行した9交付金等のうち、本県該当の4交付金等を示す

(4) 投資補助金の一括交付金化に対する県の評価

- H23配分額は、全体として国の対前年度予算比（0.95）を大きく下回る（0.83）
- 特に「社会資本整備総合交付金」及び「農山漁村地域整備交付金」の既存交付金は、さらに大幅な減額
- 継続事業の実施にも影響が出ていることから、
 - ・ 今年度、補正予算等の最大限の確保
 - ・ 来年度の予算要望にあたり、今年度の不足分を勘案した要望など、危機感をもって国への働きかけが必要

2 平成23年度地域自主戦略交付金(一括交付金)について

(1) 一括交付金に対する県の評価

- 一括交付金は、地方税財政制度改革までの過渡的な制度と認識
- 評価できる点
 - ・ 予算要望にあたり、事務手続き・提出書類の簡素化
 - ・ 各府省の枠にとらわれず、対象事業の選択が拡大
 - ・ 各府省をまたぐ事業間の予算流用が可能
- 評価できない点
 - ・ 制度要綱は従前のままであり、県の裁量では事業内容を決定不可能
- 今後は、地方の自由度が高い運用となるかのチェックが必要

(2) 市町分の制度設計にあたっての今後の対応

- 全国市長会及び全国町村会の意向が尊重される必要があることから、まずは県市長会及び県町村会としての意見を聴取